
本部事務所移転基金の設置に係る経理規則の一部改正について

日証協 平成 28 年 9 月 21 日

平成 28 年 7 月 19 日開催の証券戦略会議において「証券市場基盤整備基金の今後の取扱いについて」が決議され、証券市場基盤整備基金の正味財産について、不動産所有等を軸とする本協会本部の事務所移転に係る支出のみに限定する基金へ拠出すること、拠出決定済案件への拠出予定額については、計画どおり拠出されることを前提として、別の基金に拠出することとされた。また、同決議では、①新基金の設立、②証券市場基盤整備基金の廃止、③「証券市場基盤整備基金の今後の取扱いについて」の実施時期等について、関係会議体において検討・実施するよう要請することとされた。

これを受け、9月21日開催の理事会において、①「本部事務所移転基金」の設置、②「経理規則」の改正、③同基金の「設置要綱」の新設、④拠出決定済案件に係る別の基金への拠出、⑤「会員証券市場活性化基金」の設置要綱の改正、⑥「『証券市場基盤整備基金』の設置について」（平18年1月17日 理事会決議）の廃止について承認されたので、表記規則改正等を行うこととする。

本規則改正等は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

本規則改正等の趣旨骨子及び新旧対照表等は、以下のとおりである。

本部事務所移転基金の設置及び経理規則等の一部改正について

平成 28 年 9 月 21 日
日本証券業協会

I. 改正等の趣旨

本協会では「協会予算及び財務に関する中期方針（第 3 期）」（平成 26 年 10 月理事会承認）において、協会基金の有効活用・見直しについて検討するとされ、それを受け、証券市場基盤整備基金 運営審議会において同検討を行い、「証券市場基盤整備基金 運営審議会報告書」（平成 28 年 6 月）として取り纏めた。同報告書では、非常時における証券市場の機能維持や会員の事業への影響回避に資するため、証券市場基盤整備基金の用途を本部事務所移転に係る費用に特定したうえで、当該用途への拠出のみに限定した基金を設置する旨が提言されている。

同提言を実現するべく、平成 28 年 7 月開催の証券戦略会議において「証券市場基盤整備基金の今後の取扱いについて」が決議され、証券市場基盤整備基金の正味財産について、不動産所有等を軸とする協会本部の事務所移転に係る支出のみに限定する基金へ拠出すること、拠出決定済案件への拠出予定額については、計画どおり拠出されることを前提として、別の基金に拠出することとが決議され、併せて、関係会議体において以下（1）から（3）の事項を検討・実施するよう要請することが決議された。

- （1）新基金の設立等
- （2）証券市場基盤整備基金の廃止
- （3）「証券市場基盤整備基金の今後の取扱いについて」の実施時期

今般、新たに「本部事務所移転基金」を設置することとし、これに伴う「経理規則」の改正、同基金の「設置要綱」の新設及び拠出決定済案件に係る別の基金への拠出に対応するべく「会員証券市場活性化基金」の設置要綱を改正する。

II. 改正等の骨子

1. 新設する基金

平成 28 年 7 月の「証券市場基盤整備基金の今後の取扱いについて（証券戦略会議決議）」を受け、「本部事務所移転基金」を新たに設置する。

2. 新基金設置に伴う経理規則の一部改正の骨子

(1) 基金特別会計関係

新基金の設置にともない、「本部事務所移転基金特別会計」を新たに設けることとし、これと併せ、「理事会決議に基づき、特定の事業目的のために置かれた基金に係る会員特別会計」について、当該理事会決議の廃止が理事会で決議されたことを受け同会計を廃止する。

(第 31 条)

(2) 新基金の管理及び運用

新経理規則第 31 条に基づく本部事務所移転基金特別会計に属する基金の元本は、本部事務所移転の支出に充てるため、予算の定めるところにより、当該支出に係る会計に収入として繰り入れる旨、新たに規定する。

(第 32 条)

(3) 新基金における運用益の処理

新基金における運用益については、本部事務所移転の支出に充てるため、当該支出に係る会計に収入として留保する。

(第 34 条)

3. 新基金設置に伴う基金設置要綱の新設の骨子

新基金の目的に資するべく、新基金の設置要綱を新設する。

4. 「会員証券市場活性化基金」設置要綱の一部改正の骨子

証券戦略会議（平成 28 年 7 月）決議における拠出決定済案件への拠出予定額については、会員証券市場活性化基金へ拠出することとし、以下のとおり会員証券市場活性化基金の設置要綱の改正を行う。

- ・平成 29 年 4 月 1 日にて廃止される証券市場基盤整備基金より拠出されることが決定されている SI-Net 及び J-IRISS に係る拠出予定金額を会員証券市場活性化基金の原資として加える旨、設置要綱を改正することとする。

5. 「『証券市場基盤整備基金』の設置について」（理事会決議）の廃止

本部事務所移転基金を新たに設立し、証券市場基盤整備基金の正味財産を本部事務所移転基金に拠出することから、「『証券市場基盤整備基金』の設置について」（理事会決議）を廃止する。

6. 施行の時期

これらの改正等については、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

「経理規則」の一部改正について

平成 28 年 9 月 21 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>第 5 章 基金に関する会計</p> <p>(基金特別会計の設置)</p> <p>第 31 条 (現行どおり)</p> <p>2 前項に規定する特別会計は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 会員特別会計</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 会員証券市場活性化基金特別会計</p> <p style="padding-left: 2em;">ロ <u>本部事務所移転基金特別会計</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(基金の管理及び運用)</p> <p>第 32 条 (現行どおり)</p> <p>2～4 (現行どおり)</p> <p>5 <u>第2項の規定にかかわらず、本部事務所移転基金特別会計に属する基金の元本は、協会本部事務所移転に係る支出に充てるため、予算の定めるところにより、当該支出に係る会計に収入として繰り入れることができる。</u></p>	<p>第 5 章 基金に関する会計</p> <p>(基金特別会計の設置)</p> <p>第 31 条 (省 略)</p> <p>2 前項に規定する特別会計は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 会員特別会計</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 会員証券市場活性化基金特別会計</p> <p style="padding-left: 2em;">ロ <u>理事会決議に基づき、特定の事業目的のために置かれた基金に係る会員特別会計</u></p> <p>2 (省 略)</p> <p>(基金の管理及び運用)</p> <p>第 32 条 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p>(運用益の処理)</p> <p>第 34 条 基金の運用益については、次のように処理する。</p> <p>1 (現行どおり) (削 る)</p> <p><u>2 協会員一般基金統合特別会計における運用益については、予算の定めるところにより、会員一般会計、特別会員一般会計又は特定業務会員一般会計に収入として繰り入れることができる。</u></p> <p><u>3 協会員証券市場公正化基金統合特別会計における運用益については、公正化等に資する事業の支出に充てるため、予算の定めるところにより、当該事業に係る会計に収入として繰り入れることができる。</u></p> <p><u>4 本部事務所移転基金特別会計における運用益については、協会本部事務所移転に係る支出に充てるため、予算の定めるところにより、当該支出に係る会計に収入として繰り入れることができる。</u></p> <p>5 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>(運用益の処理)</p> <p>第 34 条 基金の運用益については、次のように処理する。</p> <p>1 (省 略)</p> <p><u>2 第 31 条第 2 項第 1 号ロに規定する特別会計における運用益については、予算の定めるところにより、会員一般会計又は会員特別会計に収入として繰り入れることができる。</u></p> <p><u>3 協会員一般基金統合特別会計における運用益については、予算の定めるところにより、会員一般会計、特別会員一般会計又は特定業務会員一般会計に収入として繰り入れることができる。</u></p> <p><u>4 協会員証券市場公正化基金統合特別会計における運用益については、公正化等に資する事業の支出に充てるため、予算の定めるところにより、当該事業に係る会計に収入として繰り入れることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>5 (省 略)</p>

「本部事務所移転基金」の設置について

平成 28 年 9 月 21 日

日 本 証 券 業 協 会

1. 目 的

本基金は、非常時における証券市場の機能維持や会員の事業への影響回避に資する本部事務所移転に支出することを目的に、定款第82条における基金の規定にもとづいて平成29年4月1日に設置する。

2. 会計の形態

本基金は、「本部事務所移転基金特別会計」を設置し（経理規則第31条第2項第1号ロ）、同会計にて会計処理を行う。

3. 基金の原資

本基金は、平成28年度末時点における証券市場基盤整備基金の正味財産から、会員証券市場活性化基金に拠出することが決定されている予定金額を除いた正味財産、平成29年度以降に再生債権債務者から支払われる弁済金、会員証券市場活性化基金に拠出した額のうち残余分及びその他会員からの同基金への寄金を原資とする。

4. 基金の用途

本基金の用途は、不動産所有等を軸とした協会本部事務所移転に係る支出のみに限定する。

以 上

「会員証券市場活性化基金」の設置要綱の一部改正について

平成 28 年 9 月 21 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>3. 基金の原資</p> <p>本基金は、<u>平成 27 年度末時点における会員証券市場公正化・活性化基金のうち活性化勘定の正味財産</u>、平成 28 年 4 月 1 日以降に発生する協会員一般基金で保有する政策投資株式の売却による譲渡益収入、<u>会員から申し出のあった寄金並びに平成 29 年 4 月 1 日にて廃止される証券市場基盤整備基金より拠出されることが決定されている SI-Net 及び J-IRISS に係る拠出予定金額を原資とする。</u>なお、<u>証券市場基盤整備基金より拠出される原資について、SI-Net 及び J-IRISS に係る実際の支出金額が証券市場基盤整備基金からの拠出金額を下回った場合には、当該差額を本部事務所移転基金の原資に繰り入れることとする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。</p>	<p>3. 基金の原資</p> <p>本基金は、27 年度末時点における会員証券市場公正化・活性化基金のうち活性化勘定の正味財産を原資とするとともに、<u>平成 28 年 4 月 1 日以降に発生する協会員一般基金で保有する政策投資株式の売却による譲渡益収入を原資とする。</u></p>

『証券市場基盤整備基金』の設置について（平成 18 年 1 月 17 日 理事会決議）
の廃止について

平成 28 年 9 月 21 日
日本証券業協会

本理事会決議は平成 18 年 1 月 17 日、「証券市場基盤整備基金」を設置するべく理事会にて決議されたものである。新たな基金の設置等について承認が得られ、証券市場基盤整備基金の正味財産の額については零となったことから本理事会決議の存置の必要性がなくなったため本理事会決議を廃止する。

本理事会決議は平成 29 年 4 月 1 日にて廃止とする。

以 上